

諮 問

高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅政策のあり方について

諮問理由

平成18年6月、本格的な少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定され、同年9月には住生活基本計画（全国計画）が閣議決定された。同計画においては、「ストック重視」、「市場重視」、「福祉、まちづくり等関連する施策分野との連携」、「地域の実情を踏まえたきめ細かな対応」の4つの横断的視点のもと、高齢者の居住の安定が確保されるよう、住宅セーフティネットの機能向上を図ることとされている。

高齢者をめぐる状況としては、団塊の世代の高齢期への到達を背景に今後一層の高齢化が進展していくとともに、特に高齢者の一人暮らし世帯、夫婦のみ世帯が増加することとなる。また、こうした高齢化の進展により要介護認定者が大幅に増加していくことが見込まれている。

これらの要介護認定者の受け皿としては介護保険施設等があり、その計画的な整備が進められているところであるが、高齢者の多くは在宅を希望しており、また、要介護状態ではないものの日常生活上の手助けが必要な高齢者も多く存在し、こうした高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅ストックの量及び質の確保が強く求められている。

しかしながら、現在、高齢者が居住する住宅において基本的なバリアフリー化がなされた住宅の割合は少なく、特に借家においてバリアフリー化が立ち遅れている状況にある。また、地域ごとに高齢化の状況や介護施設等の整備状況が異なっていることから、地域のニーズに適合した総合的な施策の計画的展開が必要となっている。

これを踏まえ、住宅のバリアフリー化、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、福祉施策とも連携した高齢者の状況に応じた住まいの確保とそこの生活支援・介護サービスの提供が確保されるよう、高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅政策の具体的なあり方について検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。